

## 平成30年度 事業参加等に係る事務手続について

本資料は、養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号。以下「要綱」）に基づき、養豚経営安定対策事業（以下「事業」）の適正な実施のために、本事業の事業実施主体である養豚事業者及び本事業に参加しようとする者（以下「事業参加者等」）が事業を進めていく上で、①留意頂きたい点、②具体的な手続、③今年度のスケジュールをまとめたものです。主に、養豚経営安定対策事業実施要綱に基づいて理事長が別に定める件（平成30年3月30日付け29農畜機第7078号）に定められている内容をわかりやすく解説しています。

### 1. 平成30年度の事業参加・不参加等の手続

- (1) 提出期日 平成30年5月31日（木）
- (2) 提出書類
  - ① 養豚経営安定対策事業参加申込書（別添資料1）
  - ② 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（別添資料1-1）の写し
  - ③ 肉豚の販売先リスト（別添資料1-2）
  - ④ 預託先リスト（別添資料1-3）
  - ⑤ 平成30年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約の写し
  - ⑥ 法人の概要（別添資料1-4）並びに履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本の写し）及び株主に関する記載内容に係る書類（定款等）
  - ⑦ 申請等事務委託の内容（別添資料1-5）
  - ⑧ 補てん金受取口座について（別添資料1-6）及び補てん金受取口座の通帳の写し
  - ⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（別添資料1-7）
  - ⑩ 農業経営規程に基づき農業の経営を行っていることの証明書類
  - ⑪ 養豚経営安定対策事業に係る不参加届出書（別添資料2）

	提出する書類
事業に参加しようとする者	①、②、③、⑧
預託を行っている場合	④
配合飼料価格安定基金に加入している場合	⑤
法人の場合	⑥
申請等事務を委託する場合	⑦
生産者負担金の納付方法として自動引落を選択した場合	⑨
農業協同組合及び農業協同組合連合会の場合	⑩
※新たに養豚経営に参入するために新規で事業に参加しようとする者（以下「新規参入者」）は、新たに肉豚の肥育の業を開始したことがわかる書類をご提出下さい。	
事業に参加しない者	⑪

### (3) 留意点

- ① 平成 29 年度事業参加者に対しては、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」）に申請頂いた内容を記載した「養豚経営安定対策事業参加申込書（別添資料 1 以下「事業参加申込書」）」を送付しますので、事業に参加しようとする者は必要事項を記入押印して提出期日までに機構へ提出してください。

その記載内容に変更がある場合は、二重線（＝）で訂正の上、訂正印（事業参加申込書で使用する印鑑と同じ）を押印して下さい。

事業に参加しない者は、「養豚経営安定対策事業に係る不参加届出書（別添資料 3）」に必要事項を記入押印の上、提出期日までに機構へ提出してください。なお、事業参加承認後に事業の参加を辞退する場合は「養豚経営安定対策事業参加辞退届出書（別添資料 3）」に必要事項を記入押印の上、機構へ提出してください。

- ② 平成 30 年度事業対象頭数の上限は、平成 29 年度に販売した肉豚頭数に「係数」を乗じた頭数を上限とします。ただし、前年度において事業実施主体であった養豚事業者は前年度の事業対象頭数を上限として選択することができます。

前年度の事業対象頭数を上限とする場合で、平成 29 年度に生じた天災、火災、家畜伝染病予防法第 2 条の 1 に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由により平成 29 年度の事業対象頭数を変更した者については、同年度当初に承認された事業対象頭数と同じ頭数が上限となります。

- ③ 補てん金の交付方法は、「一括補てん」と「早期補てん（一括補てんより早いスケジュールでの支払）」のどちらかを選択して下さい。選択した交付方法は、年度途中で変更できませんのでご注意ください。詳細は、別添資料 4 をご覧下さい。

- ④ 事業参加申込書の 6 の①「個人情報取扱い」は別添資料 5 のとおりとしますので、よくお読みになった上で、署名欄に署名押印して下さい。

- ⑤ 事業参加申込書の提出時に、肉豚の販売先名等を記入した「肉豚の販売先リスト（別添資料 1－2。以下「販売先リスト」）」を提出して下さい。

また、預託（他者に肉豚の飼養管理を委託すること）を行っている者は、「預託先リスト（別添資料 1－3）」を提出して下さい。

## 2. 事業参加申込書の申請内容の変更及び途中参加辞退の手続

### (1) 事業参加申込書の申請内容を変更する場合

- ① 年度途中で事業参加申込書の申請内容に変更があった場合には、「養豚経営安定対策事業に係る変更届出書（別添資料6）」及び「養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】（別添資料6-1。以下「事業参加申込書【変更後】）」に必要事項を記入押印の上、速やかに提出して下さい。添付する書類については、別添資料7のとおりです。
- ② 事業対象頭数の都道府県別の内訳数を変更する場合には、その他負担金（県・農協等からの補助）が関係する都道府県の頭数変更について、県等の関係者の了承を得る必要があるため、事前に機構に相談してから届け出て下さい。

### (2) 事業参加承認後に事業の参加を辞退する場合

- ① 事業参加承認後に事業の参加を辞退する場合は「養豚経営安定対策事業参加辞退届出書（別添資料3）」に必要事項を記入押印の上、機構へ提出して下さい。
- ② 事業参加を辞退した場合、次期事業実施期間に事業参加できません。また、既に納付済の生産者負担金に残額が生じた場合でも資金残額の返還（無事戻し）の対象外になります。

## 3. 肉豚の販売報告の手続

### (1) 提出期日

- ① 一括補てんを選択した者：肉豚を販売した日が属する月の翌月20日
- ② 早期補てんを選択した者：
  - ・四半期の最終月 肉豚を販売した日が属する月の翌月10日
  - ・それ以外の月 肉豚を販売した日が属する月の翌月20日

※4・5月分の提出期日は、全員が6月20日となります。

### (2) 提出書類

(3) 販売確認申出書（別添資料8。以下「申出書」）

(4) 肉豚の販売を証する書類（以下「証拠書類」）

詳細は全国会議資料8「養豚経営安定対策事業に係る一問一答」の問31をご覧ください。

### (3) 留意点

- ① 申出書は、販売した肉豚頭数（以下「販売頭数」）以下で事業対象肉豚頭数をご記入頂き、毎月の提出期日までに提出して下さい。提出期日を過ぎた販売頭数の追加報告は受けられませんのでご注意ください。
- ② 報告頂いた毎月の事業対象肉豚頭数の合計が、平成30年度の事業対象頭数（年間の上限）を超過する場合には、超過分は事業対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 申出書に使用する印鑑は、事業参加申込書で使用する印鑑と同じものとして下さい。
- ④ 証拠書類の名義が肉豚の損益の帰属する事業参加者等名とは異なる場合、その証拠書類だけでは肉豚の損益がその事業参加者等に帰属することを証明できません。原則、証拠書類の名義と肉豚の損益が帰属する事業参加者等名が一致するものを提出して下さい。

## 4. 補てん金交付の手続

### (1) 提出書類

- ① 平成30年度に補てん金の交付が初めて行われる場合  
事業補助金交付申請（兼概算払請求）書（要綱別紙様式第1号。以下「交付申請書」）
- ② 2回目以降の場合  
事業補助金交付変更承認申請（兼概算払請求）書（要綱別紙様式第2号。以下「交付変更申請書」）

### (2) 提出期日

機構が送付する交付申請書及び交付変更申請書に同封されている「補てん金交付に必要な手続のご案内」に記載されています。

### (3) 留意点

- ① 機構が送付する交付申請書及び交付変更申請書には、提出頂いた申出書等を基に、四半期ごとの事業対象頭数、生産者負担金額等が記載されていますので、内容をご確認の上、事業参加申込書と同じ印鑑を押印し、提出して下さい。
- ② 機構は交付申請書及び交付変更申請書を接受し、生産者負担金の納付を確認した後、交付決定及び補てん金交付の通知を行います。

## 5. 実績報告の手続

### (1) 提出期日

要綱では、「平成 30 年度の事業が完了した日から起算して 1 カ月を経過した日」となっていますので、「第 4 四半期分の補てん金が支払われた日」又は「第 4 四半期分の補てんがない場合には補てん金単価（確定）が公表された日」のいずれかの日から 1 カ月以内となります。

### (2) 提出書類

事業実績報告書（要綱別紙様式第 3 号。以下「実績報告書」）

### (3) 留意点

- ① 機構が送付する実績報告書には、1 年間の事業内容を基に、事業対象頭数、負担金納付額等が記載されていますので、内容をご確認の上、事業参加申込書と同じ印鑑を押印し、提出して下さい。
- ② 年度途中で事業参加を辞退した場合には、事業参加の取消しを機構の理事長が承認した日から 1 カ月以内に提出して下さい。
- ③ 機構は実績報告書を接受し、実績確定の通知を行います。
- ④ 実績報告書の提出がない場合には、それまでに交付された補てん金を返還して頂くこととなります。

## 6. 事業対象頭数の変更申請の手続

### (1) 対象者

天災、火災、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条の 1 に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由又は豚舎を建て替えること（以下「やむを得ない事由等」）により当該年度以降の販売見込頭数が減少することが見込まれる者

### (2) 提出期日

- ① 当該やむを得ない事由等の発生の日（豚舎を建て替えることにあっては、その施工開始日）から原則として 1 カ月以内
- ② 翌年度以降の事業対象頭数を変更する場合は、翌年度以降の事業対象頭数を機構の理事長が承認した日から 1 カ月以内

### (3) 提出書類

- ① 養豚経営安定対策事業事業対象頭数変更承認申請書（別添資料 9。以下「事業対象頭数変更承認申請書」）

② 第三者が発行するやむを得ない事由等の発生を証する書類

○天災、火災、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条の1に定められた家畜伝染病の発生等の場合

例：り災証明書、死亡豚診断書

○豚舎を建て替えの場合

例：豚舎建て替えを証する書類（建て替え前と後の施設の配置図や平面図、写真等）、豚舎建て替えの日程（スケジュール）が明記されている資料

(4) 留意点

① 平成29年度に事業対象頭数の変更した者が翌年度以降も事業対象頭数の変更が必要である場合は、翌年度以降の事業対象頭数を機構の理事長が承認した日から原則として1カ月以内に、各年度、事業対象頭数変更承認申請書を提出頂くこととなります。

② 豚舎の建て替えとは、豚を飼養している豚舎のうち、一つの建造物を全て取り壊し、新たに建てることをいいます。壊れたものを元の状態に戻す修繕、増築、部分改築や補改修等を行う者にとっては、この変更の対象外となります。

**7. 事業対象頭数に係る権利義務の承継の手続**

(1) 対象者

- ① 肉豚の生産を中止（一部中止）又は廃業するので他者に承継する場合
- ② 個人事業参加者等が死亡したことによる承継の場合
- ③ 法人化又は個人成りによる承継の場合

(2) 提出書類 対象者別に以下のとおりとする。

対象者	提出する書類 ※ 添付書類は別添資料7を参照	
<b>① 肉豚の生産を中止（一部中止）又は廃業するので他者に承継する場合</b>		
	承継元	・養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書（別添資料10-1）
	承継先	・養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書（別添資料10-2）
<b>② 個人事業参加者等が死亡したことによる承継の場合</b>		
	承継先	・養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書（別添資料10-3）
<b>③ 法人化又は個人成りによる承継の場合</b>		
	承継元 承継先	・養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書（別添資料10-4）

## 8. 今年度のスケジュール

今年度の事業参加申込手続及び補てん金支払等のスケジュールについては、別添資料11をご覧ください。

## 9. 事業に関する照会先

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部 養豚経営課  
〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル  
(電話) 03-3583-1150 (FAX) 03-3586-5200

※機構の他、別添資料12に機構に報告している住所が所在する都道府県の団体に照会して頂くことも可能です。

# 養豚経営安定対策事業参加申込書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

養豚経営安定対策事業を実施したいので、同事業実施要綱第4の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

1 下記に必要事項をご記入ください。  
記入済みの箇所は内容をご確認ください。訂正のある場合は二重線(=)で訂正の上、訂正印(今回ご使用の印鑑と同一印)を押印ください。

申込年月日	平成 年 月 日	養豚事業者ID(空欄の場合、記入不要)		
フリガナ				押印
申込者の氏名 又は 法人名				H30
代表者役職名 ※法人のみ記入	フリガナ			印
	代表者氏名 ※法人のみ記入			
住所	(〒 - )	都道府県	市区町村	
電話		携帯電話	FAX	
eメールアドレス	@		経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営
送付先住所 ※送付先が異なる 場合のみ記入	(〒 - )	都道府県	市区町村	
申請等事務委託先名			委託先ID	

注1: 補てん金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、保有するすべての連絡先をご記入ください。

注2: 申込者が法人の場合は、法人として契約する際に使用する印鑑を使用してください。

※該当する項目□に✓(チェック)を入れてください。

加入者区分	事業対象頭数の上限
<input type="checkbox"/> 継続加入者	機構の記入欄④の頭数となります。
<input type="checkbox"/> 新規参加者	平成30年度出荷・販売見込頭数となります。
<input type="checkbox"/> 初回加入者及び再加入者	平成29年度の販売実績頭数となります。(*注)

注: 平成29年度に販売した肉豚について、販売の証拠となる書類の提出が必要となります。

2 平成30年度事業対象頭数をご記入ください。

平成30年度 事業対象頭数	複数都道府県に農場を所有している者は、所在都道府県別に事業対象頭数を記入してください。				
	事業対象頭数の内訳				
①+②+③+④+⑤	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)
頭	①	②	③	④	⑤
	頭	頭	頭	頭	頭
母豚数 (平成30年4月1日現在)	①+②+③+④+⑤				
頭	①	②	③	④	⑤
	頭	頭	頭	頭	頭

注1: 肉豚を肥育し、出荷・販売したものであって、損益が帰属するものに限りです。

注2: 事業対象頭数分の生産者負担金は、実際の販売頭数に関わらず納付して頂きます。原則、この頭数を事業年度の途中で変更することはできませんのでご注意ください。

機構の記入欄	①	②	③	④
※養豚事業者の記入は不要です。	平成29年度 事業対象頭数	平成29年度 販売実績頭数	②に係数を乗じた頭数 =②×係数 100/100	平成30年度 事業対象頭数の上限 (①又は③の多い方)

注: 天災、火災、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条の1に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由により、平成29年度の事業対象頭数を変更した者の④について、変更前の事業対象頭数が記載されています。



3 確認の上、□に✓(チェック)をご記入ください。

配合飼料価格安定基金の加入状況		
平成30年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
平成29年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
加入基金名	<input type="checkbox"/> 全農基金	平成30年度全加入数量(トン)
	<input type="checkbox"/> 商系基金	
	<input type="checkbox"/> 畜産基金	
平成29年度に加入している場合であって、平成30年度に加入していない場合は、その理由		

4 確認の上、それぞれの項目ではまる□に✓(チェック)をご記入ください。

耕畜連携の取組意向
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
エコフィードの取組意向
有 ( <input type="checkbox"/> 既に取り組中 <input type="checkbox"/> 取組予定) <input type="checkbox"/> 無

注: 事業参加要件は耕畜連携やエコフィードの活用取組に努めようとする事となっています。

5 確認の上、いずれかの方法を選択し、□に✓(チェック)をご記入ください。

補てん金の交付方法		負担金の納付方法			
一括補てん(従来方式)	<input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付(*注4を確認) <input type="checkbox"/>	自動引落 <input type="checkbox"/>
早期補てん(*注1~3を確認)	<input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付(*注4を確認) <input type="checkbox"/>	

注1: 補てん金の交付方法は、年度の途中で変更することはできません。

2: 早期補てんは、販売確認申出書の早期提出と見込みの補てん金単価の活用により、一括補てんと比べて最大で約1カ月補てん金の交付を早期化するものです。補てん金は、まず、見込みの補てん金単価により支払を行い、補てん金単価の確定後、見込みの単価による交付額との差額を支払います。

3: 早期補てんを選択した者であっても、販売確認申出書の提出がなかった、生産者負担金の納付(その他負担金含む)や交付申請書の提出等必要な手続きの期限が守られなかった場合や、財源が十分でない場合等、早期補てんを行えないことがあります。詳細は、別紙1の「補てん金の早期支払に関する留意事項」をご確認ください。

4: 「代行納付」とは、申請等事務委託先が事業参加者に代わって機構に生産者負担金を納付する方法です。

6 確認の上、ご署名押印ください。

参加にあたっての確認事項等	
<p>① 別紙2の「個人情報の取扱い」に記載された内容</p> <p>② 事業参加者は、養豚経営安定対策事業実施要綱の規定に基づき事業を実施し、この要綱の規定に従わなかった場合(虚偽の書類を申請した場合を含む。)には、事業参加の取消しを受けることがあること。</p> <p>③ 事業参加を辞退した場合及び参加の取消しを受けた場合、養豚補てん金を受け取るできないこと、また、納付後の生産者負担金は返還されないこと。</p> <p>④ 畜産関係法令その他の法令への違反等により公訴を提起された場合、速やかに機構に報告すること。</p> <p>⑤ 申込者又は申込法人の役員等(役員又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。 また、暴力団員であることが判明した場合には、既に交付された養豚補てん金を返還すること。</p>	
上記について確認し同意しました。	
(署名) 申込者氏名	法人名
又は 代表者役職名	代表者名
	(印)

注: 表面と同一の印鑑をご押印ください。

7 提出する添付書類の□に✓(チェック)をご記入ください。

	添付する書類
全ての申込者	<input type="checkbox"/> 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート(別紙様式第1号-1)の写し又は、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践していることを第三者が証する書類の写し <input type="checkbox"/> 配合飼料価格安定基金に加入している場合は、平成30年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約書の写し <input type="checkbox"/> 肉豚の販売先リスト(別紙様式第1号-2)
預託を行っている場合	<input type="checkbox"/> 預託先リスト(別紙様式第1号-3)
法人の場合	<input type="checkbox"/> 法人の概要 (別紙様式第1号-4) <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書及び株主に関する記載内容に係る書類の写し
申請等事務を委託する場合	<input type="checkbox"/> 申請等事務委託の内容(別紙様式第1号-5)
農業協同組合及び農業協同組合連合会の場合	<input type="checkbox"/> 農業協同組合法に定める農業経営規程に基づく農業経営を行っていることを証する書類等

養豚事業者ID	
---------	--

**環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)**

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄に✓(チェック)か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

チェック欄

<b>家畜排せつ物の遵守</b> 1 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。	<input type="checkbox"/>
<b>悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行</b> 2 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。	<input type="checkbox"/>
<b>家畜排せつ物の利活用の推進</b> 3 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。	<input type="checkbox"/>
<b>環境関連法令への適切な対応</b> 4 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。	<input type="checkbox"/>
<b>エネルギーの節減</b> 5 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
<b>新たな知見・情報の収集</b> 6 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

--

点検日 平成 年 月 日

点検者 印

## 取組（例）

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	<p>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模(家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。</p> <p>(参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <p>a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p>b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <p>a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p>b 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p>c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p>d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p>e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p>
悪臭・害虫の発生	<p>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃に等に努める。</p> <p>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物利活用	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>② 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。</p> <p>③ 上記①や②が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>④ 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <p>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</p> <p>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</p> <p>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</p> <p>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</p>
知見・情報の収集	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>② 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>

養豚事業者ID	
---------	--

### 肉豚の販売先リスト(平成30年度)

販売先によって下記①～④のように添付する肉豚の販売を証する書類(以下「証拠書類」)が異なります。実施要綱第4の2の(5)のイの規定に基づき、機構による肉豚の販売の事実の確認に必要となりますので、主な販売先名等をご記入ください。

販売先名	と畜場名 (左記の販売先に出荷される肉豚のと畜場)
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

## (参考)肉豚の販売を証する書類について

販売先	提出書類
① と畜場への委託と畜後、枝肉を持ち帰って販売する場合(枝肉を加工して販売する場合を含む。)	次のいずれかの書類 <input type="radio"/> と畜場が発行すると畜証明書 <input type="radio"/> (公社)日本食肉格付協会(以下「日格協」)が発行する格付明細書
② 食肉センターに出荷し、販売した場合	次のいずれかの書類 <input type="radio"/> 食肉センターが発行する販売証明書 <input type="radio"/> と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 <input type="radio"/> 日格協が発行する格付明細書
③ 系統委託販売の場合	<input type="radio"/> 農協等が発行する販売証明書又は売却証明書
④ 家畜商等に販売した場合	<input type="radio"/> 家畜商等が発行する購入伝票に加え、次のいずれかの書類 <input type="radio"/> と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 <input type="radio"/> 日格協が発行する格付明細書 <input type="radio"/> 金銭の授受を証する金融機関の通帳の写し等

養豚事業者ID	
---------	--

### 預託先リスト(平成30年度)

事業の対象となる肉豚が重複することがないことを確認するため、預託(他者に肉豚の飼養管理を委託すること)を行っている事業参加者においては、預託先名をご記入ください。

	預託先名	飼養農場住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

養豚事業者ID

## 法人の概要

平成 年 月 日

法人の概要については以下のとおりです。

※㊟は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

1	① 法人名			㊟
	② 代表者役職名	③ 代表者氏名		
2	法人の種類	<input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 農協連 <input type="checkbox"/> 農事組合法人 <input type="checkbox"/> 合同・合名・合資会社 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 特例有限会社 <input type="checkbox"/> (一般・公益) 社団法人 <input type="checkbox"/> (一般・公益) 財団法人 <input type="checkbox"/> その他		
3	① 資本の額又は出資の総額 (千円)	千円	② 常時使用する従業員の数 (人)	人
	③ 株主の氏名又は名称及び 構成割合(上位から累計 50%以上までの者を記載)  ※構成割合の上位から累計 50%までの者の記載は必須。	株主氏名又は名称	保有株式	構成割合

※ 3の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、その法人の概要				
4	① 資本の額又は出資の総額 (千円)	千円	② 常時使用する従業員の数 (人)	人
	③ 株主の氏名又は名称及び 構成割合(上位から累計 50%以上までの者を記載)  ※構成割合の上位から累計 50%までの者の記載は必須。	株主氏名又は名称	保有株式	構成割合
※ 4の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、その法人の概要				
① 資本の額又は出資の総額 (千円)	千円	② 常時使用する従業員の数 (人)	人	

注1: 申込する法人の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本の写し)、株主に関する記載内容に係る書類を添付してください。  
 注2: 養豚生産部門及びこれに係る管理部門(明確に養豚部門と区分できない場合は管理部門全体)における雇用契約の有無に基づく従業員をさし、正職員、嘱託、パート、アルバイトが該当します。事業主、法人の役員は解雇予告を必要としないため、該当しません。

養豚事業者ID

## 平成30年度申請等事務委託の内容

平成30年度、養豚経営安定対策事業の申請等事務については、次の者に委託して実施します。

申請等事務委託先	フリガナ			
	委託先の氏名 又は 法人名			
	フリガナ			
	代表者役職名 代表者名 (法人組織のみ)			
	フリガナ			
	担当部署 担当者氏名			
	住所	(〒            )	都道 府県	市区 町村
電話		FAX		
携帯電話		e-メールアドレス		

※確認の上、□に✓(チェック)をご記入ください。

事務委託した内容	チェック欄
1 事業参加申込書等の作成支援及び独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)への送付	<input type="checkbox"/>
2 事業対象肉豚の販売確認申出書の作成支援及び機構への送付	<input type="checkbox"/>
3 補助金の交付手続に係る申請書類の作成助言及び機構への送付	<input type="checkbox"/>
4 生産者負担金の機構への送金	<input type="checkbox"/>
5 提出書類の内容等に関する機構からの照会、問い合わせの対応	<input type="checkbox"/>
6 機構からの調査、報告依頼の対応	<input type="checkbox"/>
7 事業に係る帳簿及び関係書類の整備保管	<input type="checkbox"/>
8 事業に係る会計検査院の実施する会計実地検査の立会い	<input type="checkbox"/>



機密性3

養豚経営安定対策事業担当者限り

## 養豚経営安定対策事業 補てん金の受取口座について

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

養豚経営安定対策事業の補てん金の受取口座は以下のとおりです。

金融機関名	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金 ゆうちょ銀行		
支店名	支店	店番号	.....
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )		
口座番号	.....		
口座名義	フリガナ .....		

※ゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。ご希望の方はお近くのゆうちょ銀行か郵便局の貯金窓口にお問い合わせ下さい。

平成 年 月 日

養豚事業者ID

氏名 (又は法人名、代表者役職名、代表者名)

印

金融機関・ゆうちょ銀行用

年 月 日

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

りそなネット

私は、りそな決済サービス株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

Table with 3 columns: 収納代行会社 (りそな決済サービス株式会社), 振替日・払込日 (13日 28日), 金融機関休業日の場合は翌営業日

金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

金融機関 (除くゆうちょ銀行) form fields including account name, address, branch code, and account number.

ご注意 金融機関・ゆうちょ銀行へのお届け印ですか?

ゆうちょ銀行 form fields including account name, address, branch code, and account number.

一 預金口座振替規定一 ゆうちょ銀行を除く。ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

- 1. 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落し...
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

Table with 2 columns: 金融機関・ゆうちょ銀行使用欄, 不備返却事由 (1. 預金取引なし, 2. 記載事項等相違, 3. 印鑑相違, 4. その他)

Table with 2 columns: 検印, 印鑑照合, 受付印

(委託者使用欄)

委託者名 and 料金等の種類 fields.

金融機関・ゆうちょ銀行用には、お申込人名(契約者名)等の記入を省略します。必要なお客様は2枚目にご記入ください。

<個人情報保護の観点より金融機関・ゆうちょ銀行には開示いたしません>

Table with 2 columns: 顧客番号, 委託者番号

Table with 2 columns: 振替日, 払込日 (13日 28日)



《金融機関・ゆうちょ銀行へのお願い》 この依頼書・申込書に不備がありましたら、不備返却事由の該当項目に○印をつけて右記へご返却ください。

りそな決済サービス株式会社 代金回収センター (りそなネット) 〒153-8651 東京都目黒区目黒2-13-18 ☎03-5704-0251

# 養豚経営安定対策事業に係る不参加届出書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

\_\_\_\_\_  
(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

⑩

\_\_\_\_\_  
(養豚事業者 I D)

平成 29 年度養豚経営安定対策事業終了時に事業に参加していましたが、下記 1 の理由のとおり、平成 30 年度養豚経営安定対策事業には参加しません。

また、平成 29 年度養豚経営安定対策事業終了後、養豚資金に残額が生じた場合には下記 2 の口座に返還頂くようお願いいたします。

なお、今回の事業実施期間においては、養豚経営安定対策事業実施要綱（平成 30 年 3 月 26 日付け 29 農畜機第 6847 号）第 4 の 2 の (1) のエの規定に基づき途中参加できないことを了承しています。

## 記

### 1 不参加の理由

### 2 養豚資金に残額が生じた場合の返還口座

金融機関名	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金 ゆうちょ銀行			
支店名	支店	店番号		
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )			
口座番号				
口座名義	フリガナ			

※ゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。ご希望の方はお近くのゆうちょ銀行か郵便局の貯金窓口にお問い合わせ下さい。

## 養豚経営安定対策事業参加辞退届出書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

\_\_\_\_\_  
(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

\_\_\_\_\_  
⑩

(養豚事業者ID)

※⑩は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で養豚経営安定対策事業の事業実施主体として事業の参加を承認されましたが、今般、下記の理由により、事業への参加を辞退したいので届け出ます。

### 記

#### 辞退の理由

( )

#### (注意事項)

○ 次期事業実施期間の事業参加はできません。

「前事業実施期間において、(8)の規定に基づき、事業参加を取り消された者に該当しないこと。」(養豚経営安定対策事業実施要綱(平成30年3月26日付け29農畜機第6847号)第4の2の(1)のウ)

○ 資金残額の返還対象外となります。

「機構は、事業実施期間終了後、養豚資金に残額が生じた場合には、生産者負担金を納付した養豚事業者(事業実施期間終了前に(8)により事業参加を取り消された者を除く。)及びその他負担金を納付した者に返還するものとする。」(同要綱第4の2の(4)のイの(ウ))

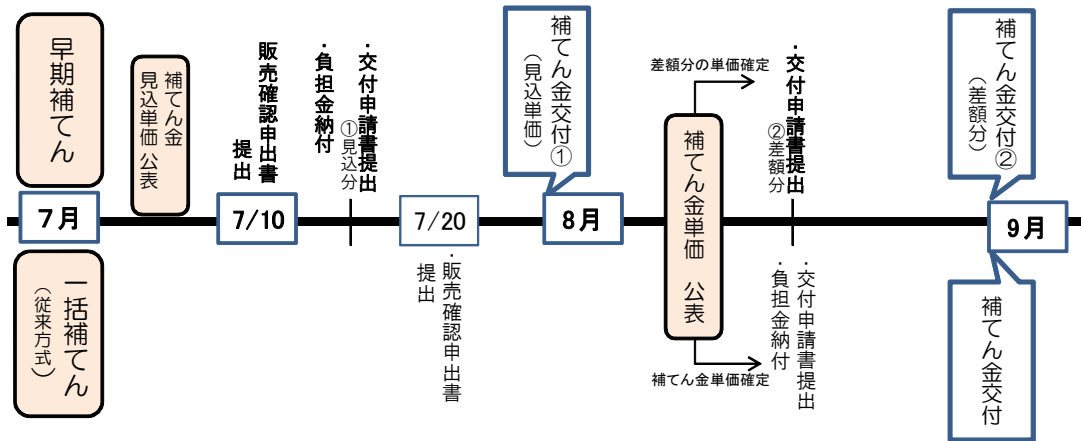
## 補てん金の早期支払（早期補てん）に関する留意事項

養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書又は養豚経営安定対策事業参加申込書の5「補てん金の交付方法」において、早期補てんを選択する場合には、以下をよく確認し、了承した上で選択して下さい。

### ■「早期補てん」とは

補てん金単価が確定する前に、見込単価により早期に補てん金を交付するものです。見込単価と確定した単価との差額は、単価が確定した後に追加で交付します。早期に交付するためには、生産者の方の早期手続が必要となります。

＜仮に第1四半期に補てんがある場合のスケジュール（イメージ）＞



### \*\*\*\*\* 留意事項 \*\*\*\*\*

- (1) 補てん金の交付方法は、年度途中で変更することはできません。
- (2) 早期補てんの場合、生産者負担金の自動引落は選択できません。
- (3) 補てん金を早期に交付するため、一括補てんと手続の期限や回数が異なります。

	(一括補てん (従来方式))		(早期補てん)
販売確認申出書の提出期日：	翌月20日	→	四半期最終月 翌月10日
生産者負担金の納付期限：	2～3週間	→	1～2週間
生産者負担金の納付方法：	自動引落可	→	自動引落不可
交付申請書の提出期日：	2～3週間	→	1～2週間
交付申請書の提出回数：	1回	→	2回
補てん金の交付回数：	1回	→	2回 ⚠一括補てんの1回分を 2回に分けて交付します。

- (4) 以下の場合に、早期補てんを行えないことがあります。
  - ・販売確認申出書や交付申請書の提出が遅れた場合
  - ・生産者負担金（県費補助等によるその他負担金を含む。）の納付が遅れた場合
  - ・見込単価水準が低い場合
  - ・基金の財源が十分でない場合等は、一括補てん（従来方式）での交付となります。

## 「個人情報の取扱い」

以下の「個人情報の取扱いについて」をよくお読みいただき、養豚経営安定対策事業参加申込書又は養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書の6「参加（継続）にあたっての確認事項等」の署名欄に記名押印下さい。

### 養豚経営安定対策事業の補助金の交付に係る 個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構は、養豚経営安定対策事業の補助金を交付するために、養豚事業者から提出された養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（以下「確認書」という。）、養豚経営安定対策事業参加申込書（以下「事業参加申込書」という。）等に記載された個人情報について関係法令に基づき適正に管理し、本事業の補てん金の交付に係る交付事務及び経営安定に関する業務のために利用します。

また、独立行政法人農畜産業振興機構は、関係法令に基づく提供のほか本事業補助金の交付のため、確認書、事業参加申込書等に記載された内容を参加者の関係する次の関係機関（注）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

関係機関 （注）	① 農林水産省 ② 都道府県 ③ 市町村 ④ 申請事務等委託先 ⑤ その他負担金の拠出者 ⑥ 平成 30 年度に機構と契約した連絡調整等業務の委託先
-------------	---

## 養豚経営安定対策事業に係る変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

印

(養豚事業者ID)

※印は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

平成30年度養豚経営安定対策事業の実施に当たり、貴機構に提出した事業参加申込書等に記載した事項について下記のとおり変更が生じたので、届け出ます。

### 記

1 変更の内容

別紙「養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】(別紙様式第6号-1)」のとおり

2 変更の理由

3 変更年月日

平成 年 月 日

## 養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

養豚経営安定対策事業を実施したいので、同事業実施要綱第4の1の(1)に基づき、下記のとおり申し込みます。

- 1 下記に必要事項をご記入ください。  
記入済みの箇所は内容をご確認ください。訂正のある場合は二重線(=)で訂正の上、訂正印(今回ご使用の印鑑と同一印)を押印ください。

申込年月日	平成 年 月 日	養豚事業者ID(空欄の場合、記入不要)			
養豚事業者	フリガナ				押印 <small>H30</small>
	申込者の氏名 又は 法人名				
	代表者役職名 ※法人のみ記入	フリガナ			印
		代表者氏名 ※法人のみ記入			
	住所	(〒 - ) 都道 府県	市区 町村		
	電話		携帯電話	FAX	
	eメールアドレス	@		経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営
送付先住所 ※送付先が異なる 場合のみ記入	(〒 - ) 都道 府県	市区 町村			
申請等事務委託先名				委託先ID	

注1: 補てん金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、保有するすべての連絡先をご記入ください。

2: 申込者が法人の場合は、法人として契約する際に使用する印鑑を使用してください。

※該当する項目□に✓(チェック)を入れてください。

加入者区分	事業対象頭数の上限
<input type="checkbox"/> 継続加入者	機構の記入欄④の頭数となります。
<input type="checkbox"/> 新規参加者	平成30年度出荷・販売見込頭数となります。
<input type="checkbox"/> 初回加入者及び再加入者	平成29年度の販売実績頭数となります。(*注)

注: 平成29年度に販売した肉豚について、販売の証拠となる書類の提出が必要となります。

### 2 平成30年度事業対象頭数をご記入ください。

平成30年度 事業対象頭数	複数都道府県に農場を所有している者は、所在都道府県別に事業対象頭数を記入してください。				
	事業対象頭数の内訳				
①+②+③+④+⑤	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)
頭	①	②	③	④	⑤
	頭	頭	頭	頭	頭
母豚数 (平成30年4月1日現在)					
①+②+③+④+⑤	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭

注1: 肉豚を肥育し、出荷・販売したものであって、損益が帰属するものに限りです。

2: 事業対象頭数分の生産者負担金は、実際の販売頭数に関わらず納付して頂きます。原則、この頭数を事業年度の途中で変更することはできませんのでご注意ください。

機構の記入欄	①	②	③	④
※養豚事業者の記入は不要です。	平成29年度 事業対象頭数	平成29年度 販売実績頭数	②に係数を乗じた頭数 =②×係数 100/100	平成30年度 事業対象頭数の上限 (①又は③の多い方)

注: 天災、火災、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条の1に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由により、平成29年度の事業対象頭数を変更した者の④について、変更前の事業対象頭数が記載されています。



3 確認の上、□に✓(チェック)をご記入ください。

配合飼料価格安定基金の加入状況		
平成30年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
平成29年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
加入基金名	<input type="checkbox"/> 全農基金	平成30年度全加入数量(トン)
	<input type="checkbox"/> 商系基金	
	<input type="checkbox"/> 畜産基金	
平成29年度に加入している場合であって、平成30年度に加入していない場合は、その理由		

4 確認の上、それぞれの項目ではまる□に✓(チェック)をご記入ください。

耕畜連携の取組意向
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
エコフィードの取組意向
有 ( <input type="checkbox"/> 既に取り組中 <input type="checkbox"/> 取組予定) <input type="checkbox"/> 無

注: 事業参加要件は耕畜連携やエコフィードの活用の取組に努めようとする事となっています。

5 確認の上、いずれかの方法を選択し、□に✓(チェック)をご記入ください。

補てん金の交付方法		負担金の納付方法			
一括補てん(従来方式)	<input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付(*注4を確認) <input type="checkbox"/>	自動引落 <input type="checkbox"/>
早期補てん(*注1~3を確認)	<input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付(*注4を確認) <input type="checkbox"/>	

注1: 補てん金の交付方法は、年度の途中で変更することはできません。

2: 早期補てんは、販売確認申出書の早期提出と見込みの補てん金単価の活用により、一括補てんと比べて最大で約1カ月補てん金の交付を早期化するものです。補てん金は、まず、見込みの補てん金単価により支払を行い、補てん金単価の確定後、見込みの単価による交付額との差額を支払います。

3: 早期補てんを選択した者であっても、販売確認申出書の提出がなかった、生産者負担金の納付(その他負担金含む)や交付申請書の提出等必要な手続の期限が守られなかった場合や、財源が十分でない場合等、早期補てんを行えないことがあります。詳細は、別紙1の「補てん金の早期支払に関する留意事項」をご確認ください。

4: 「代行納付」とは、申請等事務委託先が事業参加者に代わって機構に生産者負担金を納付する方法です。

6 確認の上、ご署名押印ください。

参加にあたっての確認事項等	
① 別紙2の「個人情報の取扱い」に記載された内容 ② 事業参加者は、養豚経営安定対策事業実施要綱の規定に基づき事業を実施し、この要綱の規定に従わなかった場合(虚偽の書類を申請した場合を含む。)には、事業参加の取消しを受けることがあること。 ③ 事業参加を辞退した場合及び参加の取消しを受けた場合、養豚補てん金を受け取るができないこと、また、納付後の生産者負担金は返還されないこと。 ④ 畜産関係法令その他の法令への違反等により公訴を提起された場合、速やかに機構に報告すること。 ⑤ 申込者又は申込法人の役員等(役員又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。 また、暴力団員であることが判明した場合には、既に交付された養豚補てん金を返還すること。	
上記について確認し同意しました。	
(署名) 申込者氏名	法人名
又は 代表者役職名	代表者名
	(印)

注: 表面と同一の印鑑をご押印ください。

7 提出する添付書類の□に✓(チェック)をご記入ください。

	添付する書類
全ての申込者	<input type="checkbox"/> 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート(別紙様式第1号-1)の写し又は、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践していることを第三者が証する書類の写し <input type="checkbox"/> 配合飼料価格安定基金に加入している場合は、平成30年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約書の写し <input type="checkbox"/> 肉豚の販売先リスト(別紙様式第1号-2)
預託を行っている場合	<input type="checkbox"/> 預託先リスト(別紙様式第1号-3)
法人の場合	<input type="checkbox"/> 法人の概要 (別紙様式第1号-4) <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書及び株主に関する記載内容に係る書類の写し
申請等事務を委託する場合	<input type="checkbox"/> 申請等事務委託の内容(別紙様式第1号-5)
農業協同組合及び農業協同組合連合会の場合	<input type="checkbox"/> 農業協同組合法に定める農業経営規程に基づく農業経営を行っていることを証する書類等

事業参加申込書で申請した内容から変更がある際に提出が必要な添付書類

申請区分		必要書類	申請様式	添付書類											
				養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】 (別添資料6-1)	【法人の場合】 法人の概要 (別添資料1-4)	経営を譲渡したことが分かる書類及び契約の履行が確認できる書類 (写し) (注)	【法人の場合】 履歴事項 全部証明書 (写し)	【法人の場合】 株主構成の 分かる書類 (定款等) (写し)	【個人の場合】 住民票、戸籍謄本 (血縁関係が証明 できるもの) (写し)	【申請等事務委託をする場合】 申請等事務委託先の内容 (別添資料1-5)	補てん金の受取 口座について (別添資料1-6) (写しの写し含む)	【自動引落選択者のみ】 自動引落依頼書 (別添資料1-7) ※機構から複写用紙を送 付しますので、お問い合 わせください。	【法人の場合】 閉鎖事項 全部証明書 (写し)		
事業対象頭数に係る権利義務の承継	承継元	養豚経営安定対策事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書 (別添資料10-1)	×	×		×	×	○		×	×	△			
	承継元【一部承継】		○	△	○	△	△		×		△				
	承継先 (既に事業参加している場合)							○							
	承継先【新規参加者】 (承継元との血縁関係なし 又は承継先が法人)	養豚経営安定対策事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書 (別添資料10-2)	参加申込書 (別添資料1)を提出 (新規の証明を添付)	○			○	○	×	申請等事務委託をする者は○	○	○	×		
	承継先【新規参加者】 (承継元との血縁関係あり)		参加申込書 (別添資料1)を提出 (新規の証明は不要)	×	×	×	×	○			○				
死亡したA事業参加者(個人)→B事業参加者(個人) 【死亡したAからBに経営を承継する場合】	養豚経営安定対策事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書 (別添資料10-3)	参加申込書 (別添資料1)を提出 (新規の証明は不要)	×	×	×	×	×	○	申請等事務委託をする者は○	○	○	×			
A事業参加者(個人)→B事業参加者(法人) 【法人化する場合】	養豚経営安定対策事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書 (別添資料10-4)		○		×	○	○	×			○				
A事業参加者(法人)→B事業参加者(個人) 【個人成りする場合】				×	×	×	×				○				
変更内容	法人の代表者	養豚経営安定対策事業に係る変更届出書 (別添資料6)	○	○	×	○	○	×	×	○ (新たに事務委託する又は事務委託先を変更する場合)	△	△	×		
	法人名										○	○			
	飼養都道府県別の事業対象頭数内訳の変更													×	
	住所・連絡先・決算月													×	△
	申請等事務委託先 (事務委託を採める場合も含む)										×				○
	生産者負担金納付方法														
	補てん金の受取口座・生産者負担金の引落口座										×				

備考  
 ○：提出必須  
 △：添付書類の記載事項に変更があった場合のみ提出必要  
 ×：提出不要  
 (注) 不動産売買契約書、資産譲渡契約書、預託契約書等の写し(個別にご相談ください)。

※ご不明な点がございましたら、機構までご連絡ください(TEL:03-3583-1150)。

養豚経営安定対策事業担当者限り

販売確認申出書（平成 年 月分）

独立行政法人農畜産業振興機構 御中

養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の(5)の規定に基づき、当該月分の肉豚販売実績について次のとおり報告します。

平成 年度事業対象頭数： 頭、 頭、 頭、 頭、 頭

(単位：頭)

農場が所在する都道府県	販売実績頭数	事業対象肉豚頭数
合計		

- 注1：農場が所在する都道府県ごとに販売実績頭数及び事業対象肉豚頭数を記入してください。  
注2：毎月、販売した頭数の中で月々の事業対象肉豚頭数を決め、この毎月の事業対象肉豚頭数の合計が、年間の事業対象頭数を超えた分は、事業の対象となりません。  
注3：販売実績頭数は当該月に実際に販売したすべての頭数を記入してください。また、販売実績頭数の追加報告は受け付けません。  
注4：販売を証する書類として、販売日及び販売頭数等が確認できる出荷伝票、格付明細書、と畜証明書等を添付してください。

確認欄	上記の販売実績頭数には、枝肉全部廃棄、自家消費分等の事業対象外の肉豚の頭数は含まれていません。	<input type="checkbox"/>
-----	---	--------------------------

添付書類を確認の上、✓(チェック)を記入してください。

平成 年 月 日

注：提出期限は、翌月20日（但し、4月分は6月20日。早期補てん選択者で四半期の最終月は翌月10日）

養豚事業者ID

氏名（又は法人名、代表者役職名、代表者名）

印

(注：「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は、「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」に押印した印鑑をご使用ください。)

# 平成30年度養豚経営安定対策事業事業対象頭数変更承認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

\_\_\_\_\_  
(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

\_\_\_\_\_  
⑩

(養豚事業者ID)

※⑩は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で承認通知のあった養豚経営安定対策事業の平成 年度における事業対象頭数を下記のとおり変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

## 記

### 1 変更の理由

### 2 事業対象頭数

変更前	変更後

### 3 肉豚の販売頭数の減少見込み

平成 年度		平成 年度
事由発生前の頭数	減少を見込んだ頭数	販売見込頭数

注：当該年度以降に減少が見込まれる場合は、その減少が見込まれる年度までご記入ください。

### 4 添付書類

- ・天災、火災、家畜伝染病予防法第2条の1に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由により事業対象頭数を変更する場合は、り災証明書、死亡豚診断書等の第三者が発行する被害状況を証明する資料等
- ・豚舎の建て替えにより事業対象頭数を変更する場合は、豚舎の建て替えを証する書類（建て替え前と後の施設の配置図や平面図、写真等）、豚舎建て替えの日程（スケジュール）が明記されている資料等
- ・販売頭数減少の見込み、算出の基礎となる資料等

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

⑩

(養豚事業者 I D)

※⑩は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書  
【肉豚の生産を中止（一部中止）又は廃業する者用】

今般、下記1の理由により、養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を下記2の者に承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、同者と連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

記

1 肉豚生産の中止（一部中止）又は廃業の理由（できるだけ詳しく）

2 権利義務の承継される者（承継先）

住 所

氏 名

(養豚事業者 I D )

3 権利義務を承継する事業対象頭数

平成 年度 頭

4 権利義務の承継年月日

平成 年 月 日

5 添付書類（肉豚生産の一部中止に係る承継の場合のみ、必要）

「養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】（別紙様式第6号-1）」等を添付すること。

(注意事項)

○ 次期事業実施期間の事業参加はできません。

「前事業実施期間において、(8)の規定に基づき、事業参加を取り消された者に該当しないこと。」(養豚経営安定対策事業実施要綱(平成30年3月26日付け29農畜機第6847号)第4の2の(1)のウ)

○ 資金残額の返還対象外となります。

「機構は、事業実施期間終了後、養豚資金に残額が生じた場合には、生産者負担金を納付した養豚事業者(事業実施期間終了前に(8)により事業参加を取り消された者を除く。)及びその他負担金を納付した者に返還するものとする。」(同要綱第4の2の(4)のイの(ウ))

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

\_\_\_\_\_  
(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

\_\_\_\_\_  
(印)

(養豚事業者 I D)

※印は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書  
【承継者用】

今般、下記1の者から同者の養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、同者と連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

記

1 権利義務を承継する者（承継元）

住 所

氏 名

(養豚事業者 I D )

2 権利義務を承継する事業対象頭数

平成 年度 頭

3 権利義務の承継年月日

平成 年 月 日

4 添付書類

※1 同事業に参加していない者が権利義務を承継する場合は、「養豚経営安定対策事業参加申込書（別紙様式第1号）」を添付すること。

※2 同事業に参加している者が権利義務を承継する場合は、承継後の事業対象頭数を記載した「養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】（別紙様式第6号-1）」等を添付すること。

※3 1の者から経営を移譲したことが確認できる書類（事業譲渡契約書、履歴事項全部証明書、預託契約書等）を添付すること。

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

- ・承継元（本人死亡のため、㊟は必要なし）

（住所）

（氏名）

（養豚事業者ID）

- ・承継先（申請者）

（住所）

（氏名）

㊟

※㊟は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

### 事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書

#### 【故人から承継される者用】

今般、死亡した下記1の者の養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、その履行の責任を負うことを確約します。さらに、この承継については、承継元の全相続人が同意していることを申し添えます。

なお、万が一、相続人の中に承継元の権利義務を申請者がすべて承継したことを同意せず、相続人として承継元の権利を行使する者がある場合には、申請者が機構に代わってその一切の履行を行い、申請者は貴機構に対し、求償、損害賠償等の一切の請求は行わないことを確約します。

#### 記

- 1 死亡した者（承継元）

住所

氏名

（養豚事業者ID）

- 2 承継元と申請者の続柄

- 3 権利義務の承継に係る事業対象頭数

平成 年度 頭

- 4 権利義務の承継年月日

平成 年 月 日

- 5 添付書類

「養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】（別紙様式第6号-1）」、死亡したこと及び申請者が相続関係にあることが確認できる書類（住民票除票の写し等）を添付すること。

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

- ・承継元（申請者①）

（住所）

（氏名又は法人名、役職名、代表者名）

①

（養豚事業者ID）

- ・承継先（申請者②）

（住所）

（氏名又は法人名、役職名、代表者名）

②

※①は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

### 事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書 【法人化又は個人成りする者用】

今般、下記1の理由により、申請者①から同者の養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を申請者②に承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請者①が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、申請者両名は連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

記

- 1 承継の理由（例：経営の規模拡大にあわせて法人化する。）

- 2 権利義務を承継する事業対象頭数

平成 年度 頭

- 3 権利義務の承継年月日

平成 年 月 日

- 4 添付書類

「養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】（別紙様式第6号-1）」、履歴事項全部証明書の写し（加えて、法人化の場合は法人の概要、定款等）を添付すること。



## 平成30年度 事業参加申込書の手続等のスケジュール

5月上旬	<b>事業参加申込書の送付開始</b> ・事務委託先がない養豚事業者・・・本人あてに郵送 ・事務委託先がある養豚事業者・・・事務委託先あてに郵送(又は電子メール) ※平成29年度事業の事務委託先に送付します。 ※連絡調整等委託団体は、説明会等で平成29年度事業参加者及び平成30年度事業参加希望者あてに手続の周知をしてください。
5月31日	<b>事業参加申込書の提出締切り</b> ※平成30年度事業に参加しない者は別途「不参加届出書(別添資料2)」を郵送で提出ください。
6月上旬～	<b>機構で要件等を審査</b>  <b>確認結果通知</b> 要件等の審査が終了した生産者へ順次、事業参加承認通知書を送付します。(本人あてにハガキ送付)  <b>販売確認申出書の送付</b> 上記通知書を送付した生産者へ順次、機構で平成30年度の事業対象頭数を入力したものを郵送又は電子メール(PDF)で送付します。 ・事務委託先がない養豚事業者・・・本人あてに郵送 ・事務委託先がある養豚事業者・・・事務委託先あてに郵送(又は電子メール)
6月20日	<b>4・5月分の販売確認申出書の提出期限 【全員共通】</b> 4・5月の2か月分をまとめて提出して下さい。 ・事務委託先がない養豚事業者・・・養豚事業者→機構 ・事務委託先がある養豚事業者・・・養豚事業者→事務委託先→機構
7月10日	<b>6月分の販売確認申出書の提出期限 【早期補てん対象者】</b>
7月20日	<b>6月分の販売確認申出書の提出期限 【一括補てん(従来方式)対象者】</b>

## 平成30年度における補てん金支払等の年間スケジュール

時期		早期補てん	一括補てん（従来方式）	
第1 四半期	4月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	5月	上旬	事業参加申込書の発送	
		中旬		
		下旬	事業参加申込書の提出（締切5/31）	
	6月	上旬		
		中旬	4、5月分販売確認申出書の提出（締切6/20）	
		下旬		
第2 四半期	7月	上旬	6月分販売確認申出書の提出（締切7/10） 第1四半期分見込単価公表	
		中旬		
		下旬	6月分販売確認申出書の提出（締切7/20）	
	8月	上旬	第1四半期分生産者負担金の納付 第1四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	第1四半期分確定単価公表
		中旬	7月分販売確認申出書の提出（締切8/20）	
		下旬	第1四半期分見込単価と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第1四半期分生産者負担金の納付 第1四半期分交付申請書の提出
	9月	上旬	第1四半期分補てん金受領（見込単価による支払）	第1四半期分補てん金受領
		中旬	8月分販売確認申出書の提出（締切9/20）	
		下旬		
第3 四半期	10月	上旬	9月分販売確認申出書の提出（締切10/10） 第2四半期分見込単価公表	
		中旬		
		下旬	9月分販売確認申出書の提出（締切10/20）	
	11月	上旬	第2四半期分生産者負担金の納付 第2四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	第2四半期分確定単価公表
		中旬	10月分販売確認申出書の提出（締切11/20）	
		下旬	第2四半期分見込単価と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第2四半期分生産者負担金の納付 第2四半期分交付申請書の提出
	12月	上旬	第2四半期分補てん金受領（差額分の支払）	第2四半期分補てん金受領
		中旬	11月分販売確認申出書の提出（締切12/20）	
		下旬		

時期		早期補てん	一括補てん（従来方式）	
第4四半期	1月	上旬	12月分販売確認申出書の提出（締切1/10） 第3四半期分見込単価公表	
		中旬		12月分販売確認申出書の提出（締切1/20）
		下旬	第3四半期分生産者負担金の納付 第3四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	
	2月	上旬	第3四半期分補てん金受領（見込単価による支払）	第3四半期分確定単価公表
		中旬	1月分販売確認申出書の提出（締切2/20）	
		下旬	第3四半期分見込単価と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第3四半期分生産者負担金の納付 第3四半期分交付申請書の提出
	3月	上旬	第3四半期分補てん金受領（差額分の支払）	第3四半期分補てん金受領
		中旬	2月分販売確認申出書の提出（締切3/20）	
		下旬		
平成31年度第1四半期	4月	上旬	3月分販売確認申出書の提出（締切4/10） 第4四半期分見込単価公表	
		中旬		3月分販売確認申出書の提出（締切4/20）
		下旬	第4四半期分生産者負担金の納付 第4四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	
	5月	上旬	第4四半期分補てん金受領（見込単価による支払）	第4四半期分確定単価公表
		中旬		
		下旬	第4四半期分見込単価と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第4四半期分生産者負担金の納付 第4四半期分交付申請書の提出
	6月	上旬	第4四半期分補てん金受領（差額分の支払）	第4四半期分補てん金受領
		中旬		
		下旬	平成30年度分事業実績報告書の提出	

注1 各四半期で補てん金の発動があった場合の想定に基づくものであり、実際はこれと異なる場合があります。

注2 補てん金の支払は、その他負担金の交付を受けている生産者については、同負担金も納付されていることが条件となります。

## 事業に関する都道府県別照会先（平成30年度）

団体名		電話番号
青森県	一般社団法人青森県畜産協会	017-718-3809
岩手県	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	019-651-9634
宮城県	一般社団法人宮城県畜産協会	022-298-8473
秋田県	全国農業協同組合連合会秋田県本部	018-864-2505
山形県	公益社団法人山形県畜産協会	023-634-8166
福島県	福島県養豚協会	024-523-4622
茨城県	公益社団法人茨城県畜産協会	029-225-6697
栃木県	公益社団法人栃木県畜産協会	028-664-3631
群馬県	公益社団法人群馬県畜産協会	027-220-2371
埼玉県	一般社団法人埼玉県畜産会	048-536-5281
千葉県	公益社団法人千葉県畜産協会	043-241-3851
東京都	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
神奈川県	一般社団法人神奈川県養豚協会	046-238-2502
新潟県	公益社団法人新潟県畜産協会	025-234-6781
富山県	公益社団法人富山県畜産振興協会	076-451-2480
石川県	公益社団法人石川県畜産協会	076-287-3635
福井県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
山梨県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
長野県	公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会	026-236-2275
岐阜県	一般社団法人岐阜県畜産協会	058-273-9205
静岡県	静岡県養豚協会	054-274-0001
愛知県	一般社団法人愛知県養豚協会	052-961-6644
三重県	一般社団法人三重県畜産協会	059-213-7513
滋賀県	一般社団法人滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345
京都府	公益社団法人京都府畜産振興協会	075-681-4280
大阪府	一般社団法人大阪府畜産会	06-6941-1351
兵庫県	公益社団法人兵庫県畜産協会	078-381-9357
奈良県	奈良県養豚農業協同組合	0743-59-0234
和歌山県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
鳥取県	公益社団法人鳥取県畜産推進機構	0857-21-2756
島根県	公益社団法人島根県畜産振興協会	0852-31-3609
広島県	一般社団法人広島県畜産協会	082-244-4768
山口県	公益社団法人山口県畜産振興協会	083-973-2725
徳島県	公益社団法人徳島県畜産協会	088-634-2687
香川県	公益社団法人香川県畜産協会	087-825-0284
愛媛県	公益社団法人愛媛県畜産協会	089-948-5369
高知県	一般社団法人高知県配合飼料価格安定基金協会	088-893-5881
福岡県	公益社団法人福岡県畜産協会	092-641-8723
佐賀県	公益社団法人佐賀県畜産協会	0952-24-7121
長崎県	一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会	095-820-2196
熊本県	公益社団法人熊本県畜産協会	096-365-8200
大分県	公益社団法人大分県畜産協会	097-545-6593
宮崎県	公益社団法人宮崎県畜産協会	0985-41-9305
鹿児島県	公益社団法人鹿児島県畜産協会	099-258-5647
沖縄県	公益財団法人沖縄県畜産振興公社	098-855-1129

※記載のない都道府県の者は、機構までお問い合わせください。